

# 固定資産台帳の公表のあり方について

平成30年1月23日  
総務省自治財政局財務調査課

# 固定資産台帳の活用について

固定資産台帳の情報は、公共施設の効率的なマネジメントや公有財産の有効利用等への活用が期待される。

## 内部利用の例

- 耐震診断や耐震化の状況、利用者数や稼働率等の情報を追加することにより、公共施設の統廃合の検討や効率的な施設運営方法の検討等に活用する。
- 固定資産台帳の情報をもとに、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出すること等により、公共施設等総合管理計画や個別施設管理計画を充実・精緻化する。
- 予算の要求や査定において、施設類型毎の経年状況等を比較・分析し、公共施設の老朽化対策等についてメリハリのある予算編成を行う。

## 外部利用の例(固定資産台帳の公表)

- 公共施設の情報公表することにより、民間事業者によるPPP/PFIに関する積極的な提案を促進する。
- 資産の売却可能区分等を公表することにより、民間事業者における買収等の検討を促進し、公有資産の有効利用を図る。

活用にあたっては、

- ・ 固定資産台帳が適切に更新されていること
- ・ ユーザー(民間事業者等)にとって必要な情報が公表されていること が前提。

# 固定資産台帳情報の公表について

- 固定資産台帳については、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」において、以下のとおり示している。
  - ・ 固定資産台帳は、公表を前提とすること
  - ・ 未利用資産の有効活用の観点から、少なくとも一定の項目(※)については公表することが重要であること
  - ・ 財務書類等の利用者がPC等に取り込み、加工できるようにエクセル形式等の編集可能なデータ形式で公表すること

## <固定資産台帳の記載事項の例>

1	番号	25		除売却額
2	枝番	26		無償所管換減分
3	所在地 ※	27	今回 減少 内訳	その他無償譲渡分
4	所属(部局等)	28		誤記載減少分
5	勘定科目(種目・種別)	29		振替・分割減額
6	件名(施設名) ※	30		減価償却額
7	リース区分	31		評価等減額
8	耐用年数分類(構造)	32		増減異動後簿価(期末簿価)
9	耐用年数	33		会計区分
10	取得年月日 ※	34		予算執行科目
11	供用開始年月日	35		用途 ※
12	取得価額等 ※	36		事業分類
13	所有割合	37		開始時見積資産
14	増減異動日付	38		各種属性情報
15	増減異動前簿価 ※	39		売却可能区分 ※
16	増減異動事由	40		時価等 ※
17	今回増加額	41		完全除却済記号
18	今回 増加 内訳	有償取得額	42	数量((延べ床)面積) ※
19		無償所管換増分	43	階数(建物)
20		その他無償取得分	44	地目(土地)
21		調査判明増分	45	稼働年数
22		振替増額	46	目的別資産区分
23	評価等増額	47		減価償却累計額 ※
24	今回減少額	48		財産区分(行政財産・普通財産) ※
		49		公有財産台帳番号
		50		法定台帳番号

## <固定資産台帳における項目等の現在の公表状況について>

- 全ての団体が公表している項目
  - ・ 所在地、件名(施設名)
  - ・ 数量((延べ床)面積)
- ほとんどの団体が公表している項目
  - ・ 取得年月日
  - ・ 取得価額等
- 半分程度の団体が公表している項目等
  - ・ 増減異動後簿価(期末簿価)
  - ・ 時価等
  - ・ 減価償却累計額
  - ・ 財産区分(行政財産・普通財産)
  - ・ エクセル形式等の編集可能なデータ形式による公表
- あまり公表されていない項目
  - ・ 用途
  - ・ 売却可能区分

※ 未利用資産の有効活用の観点から、公表が望ましい項目

# 固定資産台帳の活用に関する民間ヒアリング結果

※事務局より、PPP・PFIの実績の多い建設事業者2者・コンサルティング1者に対してヒアリングを実施(平成30年1月)

## 【全般】

- 固定資産台帳の情報は、民間事業者にとって有益な情報であり、公表されることは歓迎したい。

## 【行政における資産の活用方針等の検討】

- 全ての公共施設等の情報を公表しているだけでは、情報量が多すぎて提案にはつなげにくい場合もある。提案にあたって設計等の費用がかかる場合があるため、事業になる確度が高くないと検討が難しい。
- 管理の委託を行うものや土地活用を行うものを行政側で検討した上で、委託したい施設や利活用を行いたい資産について、印などが付いていれば、提案についても検討しやすい。
- 資産の有効活用を推進する体制を構築して、固定資産台帳の情報から活用すべきものを抽出し、情報を再整理した上で積極的に打ち出していくことも必要ではないか。

## 【必要に応じた情報の追加】

- 大体でよいので、ここ数年の間に建替や改築等の予定があるかどうかや、現在使用されていないくても将来的に使用する予定があるかどうかがわかれば、一定の目安になる。
- 土地と建物がばらばらに整理されていると施設の全体像がわかりづらいため、土地と建物を紐付けられるようにしてほしい。また、何の事業に用いられているのかという情報も重要。
- 売却可能資産の区分だけでは、未利用資産かどうか判断ができないので、未利用かどうか分かるようにしてほしい。可能であれば、いつから未利用なのかもわかるようにしてほしい。
- 資産と費用の情報が結びつけられている例は少ないが、維持管理にどれだけ費用がかかっているのかわかれば、定量的な提案ができる。可能であれば、修繕の履歴もあると提案しやすい。
- 面積や用途に加え、用途地域や容積率等がわかれば、具体的な事業のイメージがわきやすい。

## 【公表形式】

- 資産の事業別等のソートや検索ができるよう、エクセル形式などの電子データで公表してほしい。

# 固定資産台帳の活用に向けた論点

- 固定資産台帳を公表することを通じて、民間からの提案を引き出すためには、
  - ・ まずは、業務委託や有効活用を行う必要性の高い資産について検討した上で、
  - ・ 公表する固定資産台帳において、その旨の印やコメントを付けるとともに、
  - ・ 必要に応じて、それ以外の情報も追加で提供することが重要なのではないか。
- 公表の形式については、膨大な情報の中から、提案につながりそうな情報を検索できるよう、少なくともエクセル形式等の電子データとすることが必要ではないか。
- 併せて、公表する固定資産台帳の情報について、
  - ・ 土地の情報と建物の情報を結びつけられるよう、同じ番号等で整理する
  - ・ 未利用資産が明示的にわかるよう、用途欄に未利用である旨明記する
  - ・ 公共施設マネジメント等に活用するため、稼働率やランニングコスト等の情報も追加するといった工夫も必要ではないか。

【参考】「PPP／PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)」(平成29年6月9日民間資金等活用事業推進会議)

PPP／PFIを推進するに当たっては、公共施設等総合管理計画等の策定や固定資産台帳等の整備及び公表を行うことを通じて公共施設等のデータの「見える化」を推進するとともに民間からの提案を積極的に引き出すことが不可欠であり、国及び地方公共団体の取組を着実に進めることが必要である。

■ 固定資産台帳の整備レベルについて

資料4・別紙

	台帳の整備レベル(ハード面)	台帳の整備レベル(ソフト面)	物件情報と財務情報との紐付けレベル
レベル◎	土地・建物等の資産情報(土地面積、建物延床面積、構造、建築年月日、大規模修繕年月日、資本的支出額等)が施設単位で整備されている。	施設利用度情報等(統一的な基準における追加項目)も、施設単位で整備されている。	仕訳にあたり、資産計上のための情報も合わせて把握している。
レベル△	施設単位では必ずしも整備できていない。 ※台帳整備にあたり、航空写真や地番図を用いた棚卸までは行っていない団体が該当。	追加項目については整備できていない。	仕訳にあたり、資産計上のための情報は意識しておらず、期末に執行科目を基に資産計上の要否を判断している。

■ 開示する固定資産台帳データの種類の開示可能性

	開示情報	開示可能性
視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利活用のための必要情報は多いが、場所を特定できれば調べられる情報も多い → 「場所を特定するための情報」、「場所が特定できてもわからない情報」を開示する必要</li> <li>・民間事業者の提案作成作業が大きな無駄とならない配慮する必要</li> <li>・資産取得時の静的データ(所在、数量等)は、統一的な基準の基本項目でもあり、開示も容易</li> <li>・取得以降の動的データ(修繕履歴、収支情報、自治体の意思決定等)は、施設と土地情報の紐付け、管理状態や利用状況の把握、関連する他の事業・業務の情報を把握することが必要であり、開示は容易ではない</li> <li>・現存する固定資産の将来構想に関する情報＝提案を呼び込むスタートに</li> </ul>	
1	【静的データ】 ①所在地、②件名(施設名)、③取得年月日、④数量、⑥取得価額等 …etc.	【開示は容易】 (1)土地 ①所在地、②件名(施設名)、③取得年月日、④地目、⑤数量、⑥取得価額等、⑦売却可能区分(時価等)、⑧財産区分 ※②件名(施設名)←レベル△の団体は容易ではない可能性も  (2)建物・工作物 ①所在地、②件名(施設名)、③取得年月日、④取得価額等、⑤耐用年数分類(構造)、⑥数量(階数・延べ床面積・敷地面積) ※⑥数量(敷地面積)←レベル△の団体は容易ではない可能性も
2	【動的データ】 対象固定資産の管理状態(修繕・改修・診断・点検・検査等の履歴)と使用状況の資料の提供または閲覧の可否	【開示困難なものもあり】 ・大規模修繕履歴及び修繕費(最近のものであれば把握できている団体も比較的多いが、施設単位で把握できていないケースも)  ・診断、点検、検査等の履歴(追加項目でもあり、公表することは困難な場合も)
3	【動的データ】 事業実施上の政策的な意思決定の有無または状態(提案受付の可否)  例:更新、予防保全(継続使用)、維持対処(改善使用)、廃止(用途廃止・解体)・売却	【開示困難なものもあり】 ・財産区分や売却可能区分を開示すればヒントにはなる(財産区分や売却可能区分の開示は容易) ・意思決定前であれば開示は困難? (意思決定をするための提案がほしい場合はどうするか?)
4	【動的データ・静的データ】 事業提案を構想して貰うための、要望事項または制約事項の有無とその内容  例:法令、条例、総合計画、災害関連、サウンディングの内容、地質や土壌汚染等	【開示困難なものもあり】 ・市街化調整区域内の土地(開発困難)、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地(活用方法に制約あり)←開示可能だが、開示のための作業負担は大(情報再集約、図面照合等)  ・地質や土壌汚染 ← 開示困難(調査していないケースが多い)

■ 固定資産台帳データの開示方法

<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者の提案作成に必要な情報は多い一方で、現状、固定資産台帳の整備レベルには団体間で差が大きい。</li> <li>・団体の「意向」さえ示せば、民間事業者が自ら調査して入手できる情報もある。</li> <li>・活用の意思決定、業務委託後に詳細調査を実施して把握すれば足りる情報もある。</li> </ul> <p>→固定資産台帳データの開示は、基本項目を中心に最低限とする一方で、団体の意向に関する内容を示す項目を追加するのが現実的? 例)「○○検討中資産」という項目を設けてフラグを立てる</p>
--